

【町県民税の公的年金からの特別徴収制度について】

平成20年4月の税制改正により、公的年金にかかる町県民税を年金から引かせていただく特別徴収制度が平成21年10月支給分の年金から始まっております。

Q1 どんな制度なの？

町県民税を公的年金から天引きする制度です。

Q2 どの年金から天引きされるの？

老齢基礎年金等です。
障害年金や遺族年金、企業年金等からは天引きされません。

Q3 どんな人が対象なの？

当該年度の初日（4月1日）に年金を受給している**65歳以上**の方
今年度は**昭和21年4月2日以前生まれの方**が対象になります。

ただし、次の（1）～（3）に該当する方は対象となりません。

- （1）公的年金の年額が18万円未満の方
- （2）介護保険料が年金から引かれていない方
- （3）特別徴収の対象となる町県民税額と他の特別徴収される額（※1）の合計額が老齢基礎年金等の年額を超える方

（※1）所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料

Q4 何が天引きされるの？

公的年金等所得に対する町県民税です。従って、営業や不動産、給与所得などに係る町県民税は、個人で納付（納付書・口座振替）あるいは、給与からの天引きとなります。

特別徴収開始年度と2年目以降とでは納付方法が異なります

例えば平成23年度の町県民税額が12,000円だとすると・・・

●年金特徴1年目

平成23年10月支給分の年金から天引きが開始されます。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	—	普通徴収	普通徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
納付額	—	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円

特別徴収開始年度は、6月と8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収にて納めていただきます。

●年金特徴2年目以降

平成23年2月の年金特徴額と同額が4月・6月・8月で仮徴収され、残りの年税額を10月・12月・2月の3回で分けて天引きされます。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
納付額	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	3,000円	3,000円

（平成23年2月の年金特徴額が1,000円だった場合）